

導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

本市の人口は、令和2年国勢調査結果では141,268人となっており、人口推移をみると、平成12年の146,562人をピークに減少局面に入っていることがわかる。令和2年の人口の年齢構成をみると、0～14歳の人口が16,815人(11.9%)、15～64歳の人口が81,390人(57.6%)、65歳以上の人口が43,063人(30.4%)であり、生産年齢人口(15歳以上65歳未満)が減少する一方で、高齢者人口(65歳以上)は増加傾向にある。

市内総生産は、約5,000億円で埼玉県の県内総生産約23兆6,400億円の約2.1%を占め、県内13位となっている(埼玉の市町村民経済計算)。売上高(企業単位)の構成比は、卸売・小売業が21.9%、建設業が14.2%、製造業が10.6%となっている(地域経済分析システム)。なお、平成29年市町村別農業産出額は約350億円で埼玉県内1位である。農業・林業の構成比は1.2%であり、全国及び埼玉県の0.3%と比較し高い比率であることがわかる(地域経済分析システム)。

中小企業者は人手不足解消や事業の維持・発展のため設備導入による生産性向上の必要性が高まっていると認識しており、設備の老朽化をきっかけとした廃業の歯止めにもなると考えている。

(2) 目標

労働生産性の向上は、中小企業者の利益の拡大につながるだけでなく、顧客満足度の向上、従業員の賃金の上昇等、市内経済を成長させるものである。また、本市の場合、2015年から2040年の間に生産年齢人口(15～65歳未満)が約25,000人減少していくと見込まれていることから、市内中小企業者による幅広い取組みを促し、設備投資等の支援を行い、労働生産性向上に取り組む必要がある。

これらのことから、中小企業等経営強化法第49条第1項の規定に基づく導入促進基本計画に適合するもので、先端設備等の導入が円滑かつ確実に実施されると見込まれる先端設備等導入計画の目標認定件数を次のとおりとする。

目標認定件数：40件

(3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画を認定した事業者の労働生産性（導入促進指針に定めるものをいう。）が年平均3%以上向上することを目標とする。

2 先端設備等の種類

本市は、1（1）の産業構造にもあるとおり、製造業、卸売・小売業、建設業が高い比率を占めており、農業・林業の構成比も全国平均より高いことから多様な業種が市内経済、雇用を支えていることがわかる。これらの産業で広く中小企業者の生産性向上を実現する必要がある、市内中小企業者による幅広い取組を促し、設備投資を支援する観点から、本計画において対象とする設備は、中小企業等経営強化法施行規則第7条第1項に定める先端設備等全てとする

3 先端設備等の導入の促進に関する事項

(1) 対象地域

平成18年1月1日に深谷市、岡部町、川本町及び花園町の1市3町の合併により、新たな深谷市が誕生し、面積は138.37km²であり、そのうち田畑が42.0%と地域の約半分を占めている。

本市の産業は、観光客のアクセス・都市拠点である花園インターチェンジ周辺エリア及びJR深谷駅周辺の中心市街地エリア、さらにJR高崎線・八高線および秩父鉄道線の3鉄道網周辺と、交通網において幅広いエリアに広がっている。また、産業拠点として深谷工業団地、春日丘工業団地、熊谷工業団地、岡部地区には工業集積地を有し、こちらも幅広いエリアに存する。それに加え市内全域に点在する農村地域と、すべて広域に立地している。これらの地域で市内中小企業者による幅広い取組を促すため、本計画の対象区域は当市の全域を対象とする。

(2) 対象業種・事業

本市の産業は、2にあるとおり多様な業種が市内経済、雇用を支えていることがわかる。また、生産性向上に向けた事業者の取組は、生産性向上を支えるシステム・人材づくり、長時間労働を是正するための労働条件の改善、新商品の開発、自動化の推進、ICT導入による業務効率化、省エネの推進、市町村の枠を超えた海外市場等を見据えた連携・インバウンド対策等多様である。

したがって本計画においては、市内中小企業者による幅広い取組を促すため、対象業種・事業は、本計画2を満たす全てを対象とする。

4 計画期間

(1) 導入促進基本計画の計画期間

国が同意した日から2年間（令和7年4月1日～令和9年3月31日）とする。

(2) 先端設備等導入計画の計画期間

3年間、4年間又は5年間とする。

5 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

雇用の安定、健全な地域経済の発展のため、以下の事項につき配慮を求める。

- ・第2次深谷市総合計画に沿った取組になるよう努めること。
- ・公序良俗に反する取組を除く。
- ・市税に滞納があるものを除く。
- ・人員削減を目的とした取組を除く。
- ・暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2項に規定する暴力団の構成員若しくはその関係者又はその利益となる活動を行う者が事実上参加しているものを除く。
- ・風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に定める業種を除く。

(備考)

用紙の大きさは日本産業規格A4とする。